説明資料No. 7

公 安 委 員 会 デジタル社会の形成を図るための規制 長 改革を推進するためのデジタル社会形成 生活 安全局 基本法等の一部を改正する法律案について┃刑

令和5年3月2日 官 官 房 事 局 交 通 局

1 趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月デジ タル臨時行政調査会決定)を踏まえた規制の見直しを推進するため、書面の 掲示を定める規定を見直すことで国民の利便性の向上を図ること等を内容と する標記法案(一括改正法案)が今国会に提出されることとなったもの。

2 改正概要(警察庁関係)

(1) 書面の掲示等を義務付けている規制の見直し

認定、許可等を受けたことを示す書面を営業所に掲示することを義務付 けている法律の規制について、原則として、書面の掲示に加えて、インタ ーネットでの表示も義務付けることとする。

また、紙による交付を想定している認定証等に関する規定を見直し、事 業者に、認定証等に代え、認定等を受けたことを示す所定の標識の掲示等 を義務付けることとする。

【当庁所管の対象法律】

古物営業法、質屋営業法、警備業法、自動車運転代行業の業務の適正化 に関する法律、探偵業の業務の適正化に関する法律

公示送達の方法の見直し (2)

公示送達は、公示事項を掲示板に掲示して行うこととされているところ、 庁舎に設置した電子計算機の映像面への表示(デジタルサイネージ等)を 認め、掲示板に掲示し、又はデジタルサイネージ等により表示するととも に、主務省令で定める方法(インターネット等)により不特定多数の者が 閲覧できる状態に置くことにより行うこととする。

【当庁所管の対象法律】

道路交通法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、ストー カー行為等の規制等に関する法律、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に 関する法律(法務省主管)

3 今後の予定

閣議決定 3月7日(改正対象法律を所管する省庁による共同請議) 施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定 める日(公示送達に関する改正については、公布の日から起算し て3年を超えない範囲内において政令で定める日)

公 安 委 員 会 国家公安委員会の委員長及び委員の 令和5年3月2日 説明資料No. 2 身 分 証 明 書 の 取 扱 い に つ い て 長 官 官 房

1 経緯

- 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)において、個人番号カードと国家公務員身分証明書の一体化(以下単に「一体化」という。)を進めることとされた。
- 平成28年1月の個人番号カード制度の開始以降、各省庁が一体化を実施 又は検討。

2 今後の対応

現行の身分証明書の様式等を規定している国家公安委員会の委員長及び委員 の身分証明書に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第10号)を廃止する とともに、国家公安委員会においても政府の方針を踏まえた対応をとること ができるようにする。

3 その他

警察庁職員の身分証明書については、警察庁職員の服務に関する訓令(昭和34年警察庁訓令第4号)において規定しており、同訓令についても一体化のために所要の改正を行う。

公 安 委 員 会 「 警 察 法 施 行 令 の 一 部 を 令和 5 年 3 月 2 日 説明資料No. 3 改正する政令案」等について 長 官 官 房

1 経緯

- 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号。以下「改正法」という。)により、国家公務員について、定年の段階的引上げ、 役職定年制の導入等が行われることとなった(本年4月1日施行)。
- これに伴い、特定地方警務官(都道府県警察で採用され、警視正以上の階級に昇任した警察官)については、60歳の誕生日から同日以後最初の4月1日までの間に、国家公務員を退職し、引き続いてその属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官(地方公務員)に任命されることとなった(警察法第56条の4)。

2 警察法施行令(昭和29年政令第151号)等の一部改正の概要

- (1) 警察法施行令に、以下の趣旨の規定を新設する。
 - 役職定年に達した特定地方警務官が、引き続いてその属する都道府 県警察の警視以下の階級にある警察官に任命された後に退職した場合 の退職手当については、国は都道府県に対し、当該警察官が当該任命 の日の前日に国家公務員として定年退職したものとするならば支給さ れることとなる退職手当の額に相当する額を補助するものとする。
- (2) 警察職員の服務の宣誓に関する規則(昭和29年国家公安委員会規則第7号)について、改正法の施行に伴う規定の整理を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日(改正法の施行の日)

4 今後の予定(上記2(1)関係)

3月3日(金) 閣議請議

3月7日(火) 閣議決定(予定)

※ 財務省と共同請議

公 安 委 員 会 令和4年におけるストーカー事案、 令 和 5 年 3 月 2 日 配偶者からの暴力事案等、児童虐待 生 活 安 全 局 説明資料No. 4 事案等への対応状況について 刑 事 局

1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は平成30年から減少傾向に転じ、令和4年も1万9,131件 (前年比-597件)と減少。
- ストーカー規制法に基づく警告は、令和4年は1,868件(前年比-187 件)と前年より減少。禁止命令等は平成29年から急増し、令和4年も 1,744件(前年比+73件)と法施行後最多。
- ストーカー規制法違反の検挙は、令和4年は1,028件(前年比+91件) と増加。ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、4年は 1,650件(前年比+69件)と3年連続で増加。

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は増加傾向であり、令和4年は8万4,496件(前年比+1,454件) とDV防止法施行後最多。
- 保護命令違反の検挙は、令和4年は46件(前年比-23件)と前年より 減少。配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙 は、令和4年は8,535件(前年比-99件)と3年連続で減少したものの、 依然として高い水準で推移。

3 私事性的画像に係る事案への対応状況

- 相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和4年は1,728件(前年 比+100件)と増加。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙は、令和4年は61件と法施行後最 多。一方、私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の 検挙は213件(前年比-29件)と前年より減少。

4 児童虐待事案への対応状況

- 通告児童数は増加傾向であり、令和4年は11万5,762人(前年比+7,703人) と過去最多。
- 児童虐待事件の検挙件数は高い水準で推移し、令和4年は2,181件(前年 比+7件)と過去最多。

5 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした組織的な対応の推進及び加害者へ の取組の推進
- 関係機関等との連携の更なる徹底・強化

公 安 委 員 会令和4年における犯罪収益移転防止法の令 和 5 年 3 月 2 日説明資料No. 5施行状況等について刑 事 局

1 疑わしい取引に関する情報

- 特定事業者の所管行政庁から通知された疑わしい取引の届出件数は、 58万3,317件(前年比+5万3,167件)
- ・ 令和4年中に抹消された疑わしい取引に関する情報の件数は、 12万8,091件
- ・ 令和4年末における同情報の保管件数は、572万5,631件

※ 活用状況等

- 捜査機関等への提供件数は、58万1,252件(前年比+5万6,790件)
- ・ 都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する 情報数は、37万3,849件(前年比+2万17件)
- ・ 都道府県警察において疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した 事件数は、994件(前年比-51件)

2 報告徴収・意見陳述等の実施状況

特定事業者に対する報告徴収4件(前年比-8件)、特定事業者の所管 行政庁に対する意見陳述4件(前年比-10件)を実施

3 外国 F I U との情報交換

外国FIUとの間で積極的に情報交換を実施(令和4年末現在、合計110の国・地域との間で情報交換のための枠組みを設定)

4 犯罪収益移転防止に関する年次報告書等の作成・公表

上記の施行状況等について国民の理解を深めるため、「犯罪収益移転防 止に関する年次報告書」及び同概要版を作成・公表 説明資料№. 6

公 安 委 員 会 令和4年における交通事故の発生 状況について

令和5年3月2日 交 诵 局

1 交通事故死者数及び重傷者数の推移

- 交通事故死者数及び重傷者数は減少。高齢死者の割合も減少 死者数 2,610人(前年比-26人、-1.0%) 重傷者数 26,027人(前年比-1,177人、-4.3%)
- 状態別死者数では歩行中が増加し最多 歩行中死者数 955人(前年比+14人、+1.5%、構成率36.6%)

2 令和4年における交通事故死者数等の特徴

- 歩行者
 - ・ 歩行中死者数は増加。うち7割以上を占める高齢者の歩行中死者数 は減少傾向を維持
 - 事故類型別では、横断歩道以外横断中での減少傾向が大きい
 - 路上横臥事故による死者数は、高齢者、高齢者以外ともに増加
- 〇 自転車
 - ・ 対歩行者事故のうち約4割が歩道で発生しており、自転車の法令違 反は、前方不注意や安全不確認が多い
 - ・ 自転車乗用中死者数は減少傾向にあるが、死傷者のうちヘルメット 着用率は、全体としては未だ約1割
- 自動車
 - 自動車乗車中死者のうち約4割がシートベルト非着用であり、シー トベルト非着用者の致死率は着用者と比較して約14倍
 - 高齢運転者による死亡事故件数は2年連続で増加し、人的要因では 操作不適の割合が高い
- 児童(小学生)
 - ・ 歩行中児童の死者・重傷者の約4割が登下校中であり、時間帯別で は、歩行中、自転車乗用中ともに14時~17時台が多い
 - 学齢別では、歩行中は低学年が多く、自転車乗用中は高学年が多い
- 飲酒運転
 - 死亡事故、重傷事故ともに10年前と比較して約半減
 - 飲酒運転の死亡事故率は、飲酒運転以外の事故と比較して約7倍高 く、人的要因では前方不注意や操作不適が多い
- 電動キックボード
 - ・ 令和2年から令和4年の3年間で14都府県において74件の事故が発 生し、相手当事者別では、四輪が約4割で最多
- 通行目的
 - 通行目的別の死者・重傷者数について、観光・娯楽及び飲食が令和 2年に大きく減少し、令和3年も減少傾向が継続していたが、令和4 年はともに増加